

千葉ものづくり認定製品認定要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県内の中小企業が開発・製造する優れた製品、独創的な製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定し、県内外に広く情報発信することにより、本県製造業のイメージ及び知名度の向上を図るとともに、新製品開発の機運を高め、もって本県産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「認定」とは、事業者からの申請に基づき、製品の新規性、優位性、市場性、信頼性等に関する一定の基準（以下「認定基準」という。）に適合するものについて、千葉ものづくり認定製品として認めることをいう。

(申請者の資格)

第3条 認定を申請する資格のある者は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者（以下、「中小企業者」という。）であること。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は対象から除く。

ア 発行済株式の総数又は出資額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資額の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

(2) 千葉県内に本社又は事業所を有し、1年以上継続して事業を営んでいること。

(3) 申請者の役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。）が、暴力団排除に関する欠格事由（別記1）のいずれにも該当しないこと。

(4) 法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと。

(認定の対象)

第4条 認定の対象は、次の全ての要件を満たす製品とする。

(1) 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものであること。（食料品、飲料、医薬品、医薬部外品、農水産物（加工品を含む）に該当する製品及びその他、体内に摂取又は皮膚に塗布する製品を除く。）

ア 最終製品：工業製品であって、原料、加工技術又はサービスでないこと。

イ 部品：工業製品であって、国内若しくは海外特許の取得又は申請等客観的な技術特性が認められること。

ウ ソフトウェア（ゲームソフトを除く。）

（２）自社製品であって、次の各号に定める要件を満たすものであること。

ア 製品の主要部分の製造若しくは製品の企画、設計及び開発を千葉県内の事業所で行っていること。

イ 輸入品や、特定会社の受託生産（ＯＥＭ生産等）又は受注生産によるものでないこと。

（３）新製品であって、次の各号に定める要件を満たすものであること。

ア 研究開発段階や試作品でなく、製品化されていること。

イ 国内又は国外市場へ流通するものであること。

ウ 販売開始から概ね５年以内の製品であること。

（４）法令又は公序良俗に反する若しくはそのおそれがある製品でないこと。

（認定基準）

第５条 認定基準は、別記２のとおりとする。

（認定の申請）

第６条 認定を受けようとする者は、年度毎に別に定める時期に認定申請書（様式第１号）、誓約書（様式第２号）及び添付書類を知事に提出するものとする。

（認定の審査）

第７条 知事は、第６条の規定による申請があった場合は、申請者及び申請のあった製品が第３条及び第４条の規定による資格、要件を満たすかどうかを審査するものとする。

２ 知事は、前項の規定による審査で資格、要件を満たすと判断されたものについて、外部有識者の意見を踏まえ、第５条で定める認定基準に適合するかどうかを審査するものとする。

３ 知事は、前項の規定による審査にあたって、申請のあった製品の評価、その他必要な事項について、意見交換を行うために、外部有識者の出席を求めて、「千葉ものづくり認定製品検討会議（以下「検討会議」という。）」を開催することができる。

４ 検討会議の実施に必要な事項については別に定める。

（認定の決定）

第８条 知事は、第７条の規定による審査の結果、認定基準に適合すると認められたものについて、認定することができる。

２ 知事は、認定をしたときは、当該申請者に対し、認定結果を通知（様式第３号）し、「千葉ものづくり認定製品認定証（様式第４号）」を交付するとともに、認定製品及び認定を受けた者を公表し、積極的に情報発信するものとする。

３ 知事は、認定をしなかったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知（様式第５号）するものとする。

（認定の有効期限）

第９条 第８条第１項の規定による認定の有効期限は、認定日の属する年度の翌年度から起算して５年度目の３月３１日までとする。

(認定内容の変更)

第10条 認定を受けた者は、第9条に定める認定の有効期限までの間に、次の各号のいずれかに該当するときは、認定事項変更届出書（様式第6号）により、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 会社名、代表者又は所在地を変更したとき。
- (2) 認定製品の製品名を変更したとき。
- (3) 認定製品の生産又は販売を1年間以上中止又は廃止したとき。
- (4) その他申請書記載事項に変更が生じたとき。

(認定の取り消し)

第11条 知事は認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (2) 認定を受ける資格、要件を欠くに至ったとき。
- (3) 認定基準に適合しないと認められたとき。
- (4) 認定製品の製造又は販売を1年間以上中止又は廃止したとき。
- (5) その他認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 知事は、認定を取り消したときは、その旨を当該事業者に通知し、公表することができる。

(認定を受けた者の責務)

第12条 認定を受けた者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定製品の品質及び性能の維持・向上に万全を期すものとする。

2 知事は年1回、別に定める様式により、状況報告書の提出を求めることができる。

(損害に対する責任)

第13条 知事及び検討会議は、本事業が第1条の目的のもとに行われることに鑑み、認定を受けた者が行う事業活動により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(事務処理)

第14条 この認定に関する事務処理及び検討会議の事務局は、商工労働部産業振興課が行う。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年９月８日から施行し、改正後の第１１条の規定は、平成１８年７月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２３年９月６日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年６月１１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年３月３０日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年８月４日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年６月２５日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年５月２８日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現に第８条第１項の規定による認定を受けている製品についても、改正後の第９条の適用を受けるものとする。

附 則

この要領は、令和７年５月２６日から施行する。ただし、この要領の施行の際、現に第８条第１項の規定による認定を受けている製品についても、改正後の第１０条の適用を受けるものとする。

(別記 1)

暴力団排除に関する欠格事由

- 1 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- 2 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 3 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 暴力団、暴力団員又は 1 から 4 に該当する個人若しくは法人であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(別記2)

認 定 基 準

1 評価項目及び評価の視点

(1) 新規性・優位性

- ア 自社独自の技術ノウハウ、アイデア等に基づく製品であるか。
- イ 従来製品と比較して、性能、機能、特性などの面で高い優位性や独自性を有しているか。
- ウ 困難な技術的課題を克服するなど、高い技術力に支えられた製品であるか。
- エ 特許を保有するなど、新規性が認められるか。
- オ 本県ものづくり産業のイメージアップにつながる製品であるか。

(2) 市場性

- ア 市場や顧客のニーズに十分対応した製品であるか。
- イ 対象とする市場の成長性・将来性は高いか。
- ウ 対象とする市場において、性能・価格等の面で競合優位性があるか。
- エ 販売実績を有し、顧客からの高い評価を受けているか。

(3) 信頼性

- ア 製品の生産・管理体制は十分か。
- イ 品質保証体制が整備されているか。
- ウ 製品の安全性に問題はないか。
- エ 環境負荷低減など環境面への配慮がなされているか。

(4) 経営状況

- ア 経営基盤は確立されているか。
- イ 売上高、経常利益は堅調に推移しているか。
- ウ 収益性は良好か。
- エ 財務健全性に問題はないか。

2 評価基準（配点）

	新規性・優位性	市場性	信頼性	経営状況
S（高く評価できる）	40点	20点	20点	20点
A（評価できる）	30点	15点	15点	15点
B（若干の課題がある）	20点	10点	10点	10点
C（課題が多い）	10点	5点	5点	5点
D（評価困難）	0点	0点	0点	0点

3 認定基準

各評価項目について、次に掲げる者が、評価の視点を踏まえて評価基準により採点した点数の平均を算出し、合計点が「70点以上」のものとする。

- (1) 商工労働部経営支援課長
- (2) 商工労働部産業振興課長
- (3) 産業支援技術研究所長

(様式第 1 号)

「千葉ものづくり認定製品」認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 〒

会 社 名

代表者氏名

千葉ものづくり認定製品認定要領第 6 条の規定に基づき、認定を受けたいので下記書類を添えて申請します。

記

- 1 千葉ものづくり認定製品申請調書（別紙 1）
- 2 誓約書（様式第 2 号）
- 3 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 4 損益計算書及び貸借対照表（直近 3 期分）
- 5 役員等名簿（別紙 2）
- 6 参考資料（会社案内、製品パンフレット、特許関係資料等）

以上

(別紙1)

「千葉ものづくり認定製品」申請調書

1 申請者の概要

フリカゝナ 会 社 名			フリカゝナ 代表者氏名	
本社所在地	〒			
	T E L		F A X	
工場所在地 (千葉県内)	〒			
	T E L		F A X	
担 当 者	所属・役職		フリカゝナ 氏 名	
	T E L		E - m a i l	
会 社 概 要	設立年月日	年 月 日	U R L	
	資 本 金	千円	従 業 者 数	名
	業 種			
	事 業 内 容			
	主 要 製 品			
	主要取引先			
表 彰 等 (名 称・時 期)	表彰・受賞			
	I S O 認 証			
申請資格の 確認	「千葉ものづくり認定製品認定要領」第3条に規定する申請者の資格を満たすことを確認しましたか。			(チェックを入れてください。) ☐ 確認しました。

※業種は、日本標準産業分類の中分類により記入してください。(例：電気機械器具製造業)

2 申請製品の概要

製 品 名	
製 品 概 要	
販 売 価 格	
販売開始時期	年 月
販売累計数	件 千円 (年 月 ~ 年 月)
主な販売先	

製品写真
及び説明図

3 申請製品の新規性・優位性

開発の経緯	
新規性	
優位性	

技 術 力			
申請製品に関する特許の取得状況 (実用新案等は除く)	出願(公開・登録)番号	出願(公開・登録)年月日	発 明 の 名 称

4 申請製品の市場性

対 象 市 場	
市 場 特 性	

5 申請製品の信頼性

生産体制	
品質保証	
安全性	
環境負荷低減への配慮	

6 経営状況

過去3期間 の経営状況	決算期	年 月期	年 月期	年 月期
	売上高	千円	千円	千円
	経常利益	千円	千円	千円
	自己資本比率	%	%	%

$$\text{※自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100 (\%)$$

7 その他特記事項

--

役 員 等 名 簿

(別紙2)

番号	商号又は名称（半ｶﾅ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾅ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (男・女)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（ 私 ・ 当法人 ）の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、認定を受けようとする者が

・個人である場合は本人を記載すること。

・法人である場合は、その役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。）を記載すること。

(様式第2号)

「千葉ものづくり認定製品」に係る誓約書

「千葉ものづくり認定製品」の認定を受けるにあたり、次の事項に留意することを誓約します。

- 1 千葉ものづくり認定製品認定要領を誠実に遵守します。
- 2 認定を受けた製品の品質、生産、販売等に関する事故や、産業財産に係る権利関係に関する問題等が生じたときは、当方がその責任を負い、適正に対処します。
- 3 申請者の役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。）が、千葉ものづくり認定製品認定要領第3条第4号別記1に規定する1から5のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、千葉ものづくり認定製品の申請をするに当たり、上記内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、認定を受けられないこと又は認定の決定を取り消されることになっても異議はありません。

また、これによって生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 〒

会 社 名

代表者氏名

印

(様式第3号)

「千葉ものづくり認定製品」認定通知書

番 号
年 月 日

申 請 者 住 所
会 社 名
代表者氏名 様

千葉県知事

千葉ものづくり認定製品認定要領第6条の規定に基づき、令和 年 月 日付けで認定申請のありました製品については、「千葉ものづくり認定製品」として認定されましたので、同第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 認 定 番 号
- 2 認定製品名
- 3 有効期限

(様式第4号)



千葉ものづくり認定製品認定証

認定番号

認定日

製品名

会社名

代表者氏名

住所

有効期限

上記の製品を「千葉ものづくり認定製品」として認定します。

年 月 日

千葉県知事

印

(様式第5号)

「千葉ものづくり認定製品」審査結果通知書

番 号
年 月 日

申 請 者 住 所
会 社 名
代表者氏名 様

千葉県知事

千葉ものづくり認定製品認定要領第6条の規定に基づき、令和 年 月 日付けで認定申請のありました製品については、下記の理由により認定することはできませんでしたので、同第8条第3項の規定により通知します。

記

1 申請製品名

2 理 由

(様式第 6 号)

「千葉ものづくり認定製品」認定事項変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 〒

会 社 名

代表者氏名

千葉ものづくり認定製品認定要領第 10 条の規定に基づき、下記のとおり変更事項を届出します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定製品名
- 3 変更事項